

## 津島市子ども・子育て会議設置要綱

## (設置)

第1条 子ども・子育て支援に関する事業について、ニーズに即した効果的かつ効率的な運用を実施するにあたり、子ども・子育て関係者等から広く意見を聴取するため、津島市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を設置する。

## (所掌事項)

第2条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事項について調査・審議する。

- (1) 津島市子ども・子育て支援事業計画に関すること。
- (2) 子ども・子育て支援法における特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員に関すること。
- (3) 子ども・子育て支援に関する施策の推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援に関すること。
- (5) 津島市子ども条例に関すること。

## (組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員16人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 別表に掲げる団体及び機関の代表者
- (3) その他市長が適当と認める者

3 前項の団体及び機関の委員が子ども・子育て会議に出席できないときは、代理者を出席させ、その職務を代理させることができる。

## (任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が代理する。

## (会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議（以下この条において「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上（代理出席を含む）が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、子ども・子育て会議の運営上必要があると認めるときは、関係者の出席

を求め、その説明または意見を聴くことができる。

(報償)

第7条 委員(第3条第3項の規定による代理者が出席したときは、当該代理者)が子ども・子育て会議に出席したときは、予算の定めるところにより報償金を支払う。

2 前項の規定にかかわらず、公務で子ども・子育て会議に出席した公務員またはそれに準ずる者に対しては、報償金は支払わない。

(庶務)

第8条 子ども・子育て会議の庶務は、健康福祉部児童課において処理する。

(部会)

第9条 子ども・子育て会議は、専門的事項を調査審議する必要があるときは、部会を置くことができる。

2 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選任する。

3 当該部会において調査審議を行った事項について、子ども・子育て会議に報告しなければならない。

4 要綱第6条及び第10条の規定は、部会の会議及び運営について準用する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、子ども・子育て会議で定める。

附 則

1 この要綱は、平成25年8月1日から施行する。

2 第4条の規定にかかわらず、この要綱の施行後最初に委嘱される子ども・子育て会議の委員の任期は、平成27年5月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成27年6月1日から施行する。

別表 （第3条第2項関係）

	委 員
1	愛知県海部児童・障害者相談センター
2	津島市小中学校校長会
3	津島市民生委員児童委員協議会
4	津島市PTA連合会
5	津島市保育協会
6	津島市私立幼稚園連合協議会
7	津島市私立保育園父母の会
8	津島市私立幼稚園PTA
9	津島市学童保育連絡協議会
10	津島市ファミリー・サポート・センター
11	子育て中の保護者が子育て支援のため自主的に活動する団体
12	障がい児の福祉の向上のため活動する団体